

【墨田区】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年4月からスタートします

こども誰でも通園制度とは？

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するための国の制度です。令和8年4月より全自治体で実施されます。詳細は区ホームページをご覧ください。



対象児童	利用日時点において、以下の要件をすべて満たしている児童 <ul style="list-style-type: none">・0歳6ヶ月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日）までの児童・保育所等に通っていない、集団保育が可能な児童・原則、墨田区に住民票があり、墨田区に居住する児童 <p>※利用中に対象児童の要件を満たさなくなった場合、その後の利用はできません。</p> <p>※認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業（小規模保育事業所、家庭的保育者、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業）、企業主導型保育施設に通っていない児童が対象。</p> <p>※「企業主導型保育施設」以外の「認可外保育施設」に通っている児童は対象。</p> <p>一時預かりやベビーシッター、幼稚園のプレ保育を利用している児童も対象。</p> <p>※墨田区に住民票がない方は、住民票のある自治体にお問合せをお願いします。</p>
実施期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（日曜・祝日・年末年始除く） ※開所日・開所時間帯、実際に利用できる期間は施設によって異なります。
実施施設	区ホームページに掲載されている「実施施設一覧」をご確認ください。
利用できる時間等	児童一人あたり月10時間まで ※基本的に利用料金はかかりませんが、時間を超過した場合に延長料金がかかることがあります。

[実施類型]

一般型 (専用室)	一時預かりの部屋など、施設の在園児とは主に別の部屋で受け入れ。 (例：専用室で、一時預かり利用3名+誰でも通園利用3名で実施)
一般型 (在園児合同)	面積基準等を満たしている場合に、施設の在園児の入所定員とは別に誰でも通園の定員を設定し、施設の在園児と主に同じ部屋で受け入れ。 (例：1歳児クラス12人定員+誰でも通園3人が同じ部屋で実施)
余裕活用型	施設の在園児の入所定員の空きを活用し、在園児と同じ部屋で受け入れ。入所定員の空きが埋まるまでの利用が可能。 (例：1歳児クラス12人定員の内、11人在籍で、1人の空き枠を誰でも通園枠に活用。7月から空きがなくなった場合、誰でも通園は6月末まで利用終了。)

※一般型の場合は、余裕活用型と異なり、対象児童の要件を満たしていれば、原則、令和9年3月末まで利用できますが、施設の職員体制等の事情により、年度途中で利用が終了となる場合もあります。

[利用方法]

A : 定期利用枠	「1日2.5時間×月4回」「1日5時間×月2回」等の定期的な利用。区ホームページから申込み（1施設のみ）。原則、区民が優先。
B : 柔軟利用枠	A以外の利用。国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」を活用し、空き枠がある施設に直接申込み。区民以外も対象となるが、区民優先の施設もある。

[利用の流れ]

1 認定申請	<p>令和8年2月9日以降、右の二次元コードまたは 以下のURLから申請を行ってください。</p> <p>URL : https://logoform.jp/form/DnDq/1385123</p> <p>⇒認定された場合、3月1日以降、順次「こども誰でも通園制度総合支援システム」のログイン方法を記載したメールを送付しますので、登録を行ってください。支給認定証はシステムにログインした後、マイページから確認できます。</p> <p>※申請内容に変更等があった場合は、区ホームページから申請をお願いします。</p>
2 利用申請	<p>（A：定期利用枠の場合）利用開始希望月の前月1～8日の間に、区ホームページから利用申請をしてください。申込みできるのは1施設のみで、利用希望者が募集数より多い場合は、施設で抽選等を行い、利用内定者を決定します。</p> <p>※キャンセル待ちとなった場合は、施設のキャンセル待ちリストに掲載されます。キャンセル待ちできる施設は1施設のみのため、変更したい場合は、変更希望月の前月1～8日の間に区ホームページから申請をしてください。</p> <p>（B：柔軟利用枠の場合）不要</p>
3 事前面談	<p><u>誰でも通園を初めて利用する施設の場合、事前面談（保護者及びお子さん）が必要となります。</u></p> <p>（A：定期利用枠の場合）施設から利用内定者の連絡を受けた後、日程調整を行い、事前面談を実施してください。</p> <p>（B：柔軟利用枠の場合）総合支援システムを活用し、施設と日程調整を行い、事前面談を実施してください。</p> <p>※日程に余裕を持ってお申込みください。事前面談の結果、施設の受け入れ体制やお子さんの心身状況等により、利用をお断りさせていただく場合もありますので、ご了承ください。</p>
4 利用予約	<p>（A：定期利用枠の場合）事前面談の場で、施設と利用者で利用曜日や時間帯を相談し、施設が総合支援システムに予約入力を行います（利用者側で入力不要）。</p> <p>（B：柔軟利用枠の場合）事前面談終了後、総合支援システムを活用し、予約を行ってください。</p>
5 利用	<p>予約した日時に二次元コードで打刻し、施設を利用</p> <p>※体調不良等による予約キャンセルの場合は、早めに施設にご連絡ください。</p> <p>※無断キャンセル等が続く場合は、それ以降の利用をお断りすることがあります。</p>

[問合せ先] 墨田区役所 子ども施設課 保育給付担当

電話 : 03-5608-1253 メール : KODOMO-SHIRITSU@city.sumida.lg.jp